

## 第7章 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

### 〔1〕商業の活性化の必要性

#### （1）現状

本市の中心商店街は、モータリゼーションの進展や景気低迷、さらには近隣の超広域集客型大規模商業施設の立地や中心市街地周辺の大型店舗の出店により、急速に活力が失われてきており、平成11年から2つの大型核店舗が相次いで撤退したことにより、現在、大型集客施設は営業しておらず、集客力の低下を招いている。

その結果、歩行者・自転車通行量も大幅に減少しており、平成18年度と平成8年度の比較では、休日、平日ともに約60%の減少となっている。中心商店街の空き店舗数が増加し、4店舗に1店舗が空き店舗という状況の中、商品販売額でも減少傾向が続き、平成16年は6,198百万円となっており、平成6年の15,331百万円と比較して半分以下に落ち込んでいる。

平成17年度に実施した「中心市街地活性化診断助言調査」によるまちかどアンケートでは、「買い物に満足している」が25%と低く、施設要望として「買い物施設」が51%と高くなっており、中心商店街の商業環境に満足しておらず、集客施設の整備など商業機能の強化が求められている。

#### （2）商業の活性化のための事業の必要性

中心市街地には、買い物ニーズに対応した集客施設や魅力ある空間づくりが求められており、核となる集客施設の整備や起業支援による店舗の増加などによる商業機能の強化はもちろんのこと、緑化の推進やアート作品の配置、観光客を含めた来街者への的確な情報提供やイベント開催などにより、回遊性、快適性を向上させ、中心市街地の集客力を高める必要がある。

このことから、以下の事業を基本計画に位置づける。

◎商業振興の支援：大規模小売店舗立地法の特例区域の指定の要請、街なか商業活性化支援事業、まちづくり市民フォーラム事業、商業コアゾーンポテンシャル向上事業

◎街なか賑わいの創出：まちなかアート活動推進事業、シャッター開放促進事業、アート賑わいチャネリング事業、商店街魅力アップ事業、十和田まちづくり事業

◎商業機能の集積整備：（仮称）稲生プラザ・ウエスト整備事業、（仮称）稲生プラザ・イースト整備事業、（仮称）駒っこモール整備事業、アート・パサージュ横丁整備構想策定事業

◎名物料理等の開発：美味しいまちづくり推進事業

#### （3）フォローアップの考え方

計画期間中の毎年度、進捗状況について検証を行い、計画の見直し及び改善措置を行う。

## 〔2〕 具体的事業の内容

### （1）法に定める特例の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： 大規模小売店舗立地法の特例区域の指定の要請</p> <p>○事業内容： ・大規模小売店舗立地法の手続きを適用除外とする特例区域の指定について、県へ要請する</p> <p>○実施時期： 平成 22 年度</p>	市	<p>大規模小売店舗立地法の特例区を活用し、活性化区域内において商業施設が立地しやすい環境を整える。</p> <p>活性化区域内における大規模小売店舗の迅速な出店を可能とし、商業コアゾーンの再生を加速させるため必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 大規模小売店舗立地法の特例</p> <p>○実施時期： 平成 22 年度～</p>	

### （2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： （仮称）稲生プラザ・ウエスト整備事業 【6・7丁目A地区】<u>再掲</u></p> <p>○事業内容： 施設概要 ・地上2階 ・延床面積 約 1,790 m<sup>2</sup> 観光物産交流施設とイベント広場を併設した商業複合施設を建設する。</p> <p>○実施時期： 平成 21～23 年度</p>	(株)稲本商店	<p>稲生町 6 丁目街区において、物販飲食等の商業機能とともに、観光情報の提供や物産振興などの交流機能、イベント広場をもつ複合型商業施設を一体的に整備する。</p> <p>また、現代美術館との関連を深めるため、現代アート作品を配置し、観光客等の誘導を図る。</p> <p>官庁街通りと商店街を結ぶ回遊の起点となる商業・交流の拠点であり、隣接する商業集積地区整備事業とあわせて実施し、中心市街地の商業再生の起爆剤として必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期： 平成 23 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： アート賑わいチャネリング事業</p> <p>○事業内容： 現代美術館来館者等に対する個店の独自サービス提供や現代アートとの関連イベント等の実施</p> <p>○実施時期： 平成 22 年度～</p>	<p>(株)まちづくり十和田</p>	<p>現代アートを基本コンセプトとし、十和田湖・奥入瀬溪流及び現代美術館を訪れる観光客層の中心商店街での購買動向を促すため、各店舗をアート・フレンドリーショップと位置付け、個店独自のサービス提供や店舗情報の発信等を行うほか、回遊利便性向上のための馬車運行、開拓の歴史と現代アートとのコラボレーションや地場食を一堂にした集客イベント等を一体的に行い商店街への来客誘導を図る。</p> <p>中心市街地に芸術・歴史・文化の要素を最大限に活用しながら、中心商店街の商業の活性化、賑わい・交流の推進、回遊性の向上を行う事業であり、目標達成に必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期： 平成 22 年度～</p>	
<p>○事業名： まちなかアート活動推進事業</p> <p>○事業内容： ・現代美術館と商店街が連動したアートイベントの取り組み</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	<p>市</p>	<p>現代美術館と商店街が主体となり、アートを中心市街地全体へ拡げていく仕掛けとして、同館の企画展と商店街とが連携した参加型のアートイベントを実施する。</p> <p>現代美術館への来館者を商店街へ回遊させ、中心市街地の賑わいを創出するとともに、商店街の活動を促進させ、アートを表現することにより商店街のイメージアップを図り、来街者の増加を促すことができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金 (まちづくり活動推進事業)</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： まちづくり市民フォーラム事業</p> <p>○事業内容： まちづくり市民フォーラムの開催</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	商工会議所	<p>中心市街地活性化事業に対する意見活動を行う市民会議等の開催を支援する。</p> <p>市民と行政とが協働で行うまちづくりを進めるため、まちづくり活動への関心を喚起し、本計画への提言を幅広く取り入れることにより、活性化事業を円滑に進め、活性化の効果を高めることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： まちづくり交付金 (まちづくり活動推進事業)</p> <p>○実施時期： 平成 21～25 年度</p>	
<p>○事業名： 商店街魅力アップ事業</p> <p>○事業内容： ・タウン情報誌の発行 ・賑わいイベント支援 ・空き店舗活用支援 ・無料駐車場運営補助</p> <p>○実施時期： 平成 22～26 年度</p>	<p>十和田市 商店街連 合会</p> <p>商工会議 所</p>	<p>商店街の多彩な情報やお役立ち情報を発信するタウン誌を発行し、中心商店街への来街動機を高める。また、市民の交流となる場の確保やアート作品展示など各種イベント会場として、空き店舗を活用する。</p> <p>タウン誌による中心商店街の魅力ある情報発信、空き店舗活用による交流スペースや駐車場の確保により、商店街の魅力を高め、集客を向上することができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>○ 実施時期： 平成 22～26 年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業  
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： (仮称) 稲生プラザ・イースト整備事業 【6・7丁目B地区】再掲</p> <p>○事業内容： 施設概要 ・地上6階 ・延床面積 約4,680㎡ ・1～2階商業施設 ・3～6階住宅施設 (40戸) くつろぎ広場と市民ギャラリーを併設した商業住宅複合施設を建設する。</p> <p>○実施時期： 平成23～24年度</p>	<p>まちづくり稲生(株)</p>	<p>稲生町5・6丁目街区において、商業施設と共同住宅、くつろぎ広場、市民ギャラリーを併設した商業住宅複合施設を整備する。</p> <p>同施設では、施設居住者並びに周辺住民向けに生活支援型のテナントミックスを図る。</p> <p>また、現代美術館との関連を深めるアートギャラリーを設け、観光客等の回遊性を高める。</p> <p>官庁街通りと商店街を結ぶ回遊の起点となる商業・交流の拠点であり、隣接する商業集積地区整備事業とあわせて実施し、中心市街地の商業再生の起爆剤として必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	<p>○措置の内容： 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の活用を検討</p>
<p>○事業名： (仮称) 駒っこモール整備事業 【6・7丁目C地区整備】再掲</p> <p>○事業内容： 地区概要 ・地区面積 約10,000㎡ ポケットパーク、医療モールを併設した商業集積整備をする。</p> <p>○実施時期： 平成23～24年度</p>	<p>丸井重機建設(株)・SCP C</p>	<p>稲生町6・7丁目街区において、街なかにおける商業コアとするため、多様な買い回り商品を具えた物販・飲食・医療等の機能を持つ新たな商業集積地区を形成するとともに、地区内に来街者の憩い・安らぎの空間としてポケットパークの整備を行う。</p> <p>(仮称) 稲生プラザ整備事業と合わせ、中心市街地のコアゾーンとして商業再生の起爆剤となるとともに、市民及び観光客等の回遊性、快適性を高めることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： 街なか商業活性化支援事業</p> <p>○事業内容： ・ 商業者育成のためのセミナー等への支援 ・ 空き店舗活用チャレンジ融資保証制度の優遇措置</p> <p>○実施時期： 平成 22～26 年度</p>	<p>商工会議所 市</p>	<p>中心市街地活性化区域内での開業を予定している商業者や経営改善等を目指す商業者に対して、セミナー等を実施する。</p> <p>青森県の行う空き店舗チャレンジ融資制度を活用して開業・事業拡大する中小小売商業者等に対して、融資に必要な保証料及び利子を市が補給する。</p> <p>事業者の意欲を喚起し、経営ノウハウの向上を促し、商店街各店舗の魅力向上を図るとともに、起業の際の融資条件を向上させ、出店を促すことができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 空き店舗活用チャレンジ融資（県）</p> <p>○実施時期： 平成 22 年度～</p>	
<p>○事業名： アート・パサージュ横丁整備構想策定事業再掲</p> <p>○事業内容： ・ アート・パサージュ横丁整備構想策定</p> <p>○実施時期： 平成 23～25 年度</p>	<p>(株)まちづくり十和田市</p>	<p>中心商業コアゾーンにおいて、老朽施設を解体し、商店街と飲食街を結ぶ遊歩道に、樹木の植栽、アートファニチャー等の配置による休憩空間、緑化空間の整備や、中心商店街に不足している若者向けの衣類や雑貨、飲食を中心とした簡易商業施設（屋台村など）の整備を行う構想を策定する。</p> <p>アート・パサージュと併せ、新たな魅力を付加した横丁として再生、整備することで、市民や観光客等の回遊性、快適性を高めるとともに、商店街の景観の向上とイメージアップを図り、若者の来街増加を促すことができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	標達成のための位置付け及び必要性	国以外の措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： シャッター開放促進事業</p> <p>○事業内容： ・シャッターの開放促進構想策定</p> <p>○実施時期： 平成 21～23 年度</p>	<p>(株)まちづくり十和田市</p>	<p>商店街において、営業店舗では「夜間・休日のシャッターを開放型として営業宣伝に資する」、空き店舗では「シャッターを広告媒体として活用する」などの事業を展開するための構想策定を行う。</p> <p>営業店舗、空き店舗の双方でシャッターを開放することにより景観が向上し、商店街のイメージアップ、買い物客への訴求力を高めることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	
<p>○事業名： 美味しいまちづくり推進事業</p> <p>○事業内容： ・地域の食に関するフォーラムの開催、イベント等での広報活動支援、新たなメニューの開発支援</p> <p>○実施時期： 平成 22 年度～</p>	<p>十和田バラ焼きゼミナール</p>	<p>十和田バラ焼きなど、地域独特の特産物や食の魅力を再発見し、イメージアップとブランド化を図るため、新たな食の開発研究や郷土食に関する各種調査と広報活動を実施する。</p> <p>市民活力を活用することにより、豊富な地場産品を活かした新たな食のビジネス展開を図るとともに、食を通じて本市の個性を演出し、観光交流を促進させることができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： 該当無し</p> <p>○実施時期：－</p>	
<p>○事業名： 十和田まちづくり事業</p> <p>○事業内容： ・中心市街地の駐車場・空き店舗等不動産調査業務 ・商店街景観向上業務 ・イベント、情報発信事業業務 ・活性化事業コーディネート業務</p> <p>○実施時期： 平成 21～23 年度</p>	<p>(株)まちづくり十和田市</p>	<p>中心市街地の駐車場・空き店舗等不動産にかかわる調査や商店街景観向上等に資する計画策定、イベント・情報発信業務、民間事業者への情報提供、助言等コーディネート業務等を中心市街地活性化関係者と連携しながら一体的に実施する。</p> <p>本事業は、行政、商店街、各種事業者、市民等と連携した事業実施体制を作り上げつつ、より一体的で効率的な活性化事業の推進を構築することができ、目標達成のために必要な事業である。</p>	<p>○措置の内容： ふるさと再生雇用特別基金事業</p> <p>○実施時期： 平成 21～23 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	標達成のための位置付け及び必要性	国以外の措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>○事業名： 商業コアゾーンポテンシャル向上事業</p> <p>○事業内容： ・中心商店街テナントリーシング業務 ・個店の魅力アップ事業 ・販促力促進事業</p> <p>○実施時期： 平成 22～23 年度</p>	<p>まちづくり 稲生株式会社</p>	<p>中心商店街活性化の核として位置づけられている中心商業コアゾーン（稲生町 5～7 丁目街区）の商業機能の再生を総合的、効果的に図るため、街区全体でマーケット調査等に基づいた魅力的な店舗のリーシングや個店の魅力アップ、販促イベントの実施等を行う。</p>	<p>○措置の内容： ふるさと再生雇用特別基金事業</p> <p>○実施時期： 平成 22～23 年度</p>	